

特定重大事故等対処施設の工事工程について

- 7号機の特定重大事故等対処施設（以下、「特重設」）について、審査対応が進み仕様の方向性が固まりつつあることから、工事完了時期を「2029年8月」に変更して本日、原子力規制委員会に届出。
- 未だ工程精査中だが、工事完了まで、おおよそ設置期限（2025年10月）から3～4年程度かかると見込んでおり、「2029年8月」は現時点での目途としたもの。
- また、6号機の特重設も工程精査中ではあるが、7号機の状況を踏まえ、仮置きとして工事完了時期を「2031年9月」に変更し、第1回の設計及び工事計画認可申請を実施済み。今後、工程精査に伴い時期を見直していく予定。7号機、6号機ともに安全最優先で一つひとつ着実に工事を進めていく。
- 日本の電力需給は、年間を通し予断を許さない状況であり、また、電力レジリエンス強化の観点からも、柏崎刈羽原子力発電所は重要な電源。
- 6号機も再稼働に向け、夏頃には技術的な準備が整う見込みであり、7号機、6号機と稼働させていくことで、日本の電力供給の安定化と電源の脱炭素化に継続して貢献してまいりたい。
そのためにも、引き続き、地域の皆さまからご理解いただけるよう、説明を尽くしていく。

<特重設 工事完了時期>

7号機	
変更前	2025年3月
変更後	2029年8月

※設置期限：2025年10月

6号機	
変更前	2026年9月
変更後	2031年9月

※設置期限：2029年9月

<参考> 特定重大事故等対処施設の概要

- 特重設は、発電所への「意図的な航空機衝突等による大規模な損壊」で広範囲に設備が使えない事態において、原子炉格納容器の破損を防止するためのバックアップ施設。
 - ※ 新規基準に伴う重大事故等対処設備（SA設備）が整う中においては、特重設がないと直ちに重大事故の発生や拡大防止に支障が生じるようなものではない。
- 主な設備は以下のとおり。
 - ① 減圧設備：特重設から減圧装置を動作させ、原子炉圧力容器を減圧
 - ② 注水設備：特重設の水源から原子炉圧力容器や原子炉格納容器へ注水
 - ③ 原子炉格納容器過圧破損防止設備（地下式フィルタベント）：原子炉格納容器の過圧破損を防止するために、原子炉格納容器の圧力を逃がし、フィルタで放射性物質を低減後、屋外に排気

